


意匠分類記号	意匠分類の名称
F2-740	事務用品携帯具

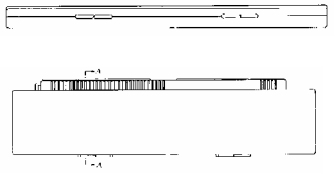
対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号		※	分類の名称 または 移行した物品		
F2-740		全	事務用品携帯具		
参考分類・参考物品					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
B4-10		かばん又は携帯用袋物			
再掲載指示					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
この分類に含まれる物品					
事務用携帯具		事務用小物入れ		そろばんケース	
算盤袋		事務用品収納器			
定義					

事務用品一般、用紙・帳簿類を携帯するための用具で、F2-741~F2-74449に含まれないもの。書画用品、事務用品、用紙・帳簿類に特定したもの、あるいは事務用品を携帯するための特徴的要素(クリップ・仕切りなど)を有するものを分類する。そろばんケースも含む。

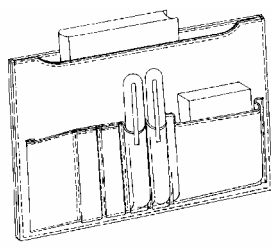
登録1148146
事務用品収納容器



登録847990
そろばんケース



登録578408
事務用品携帯具



分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

汎用的なものは、鞆、袋物に分類する(B4-10)。

登録1098638
携帯用小物入れ

登録1011218
携帯用小物入れ

携帯具のうち、印鑑ケースはF2-7220。

登録975125
印判ケース

登録976118
肉池付き印判入れ

過去に分類した物品の名称		
算盤袋		